

○ オパシメータの導入スケジュール(案)

	19年度 9月	20年度	21年度	22年度 10月	23年度	...
排ガス規制スケジュール	新長期規制			ポスト新長期規制(09年規制)		
新型車の型式認証審査(型式認証を受けない自動車にあっては、新規検査)におけるオパシメータを使用したPM測定への導入※1	黒煙 25[%]	オパシ 0.80[m ⁻¹]		オパシ X[m ⁻¹](X≤0.80) (X:ポスト新長期規制の排ガスレベルを踏まえて今後検討)		
継続検査(型式認証自動車にあっては、新規検査を含む。)におけるオパシメータを使用したPM測定の導入	新長期 オパシ測定 認証車	オパシ 0.80[m ⁻¹] 黒煙 25[%]		オパシ 0.80[m ⁻¹]		
	ポスト 新長期 オパシ測定 認証車			オパシ X[m ⁻¹]		
指定整備工場のオパシメータ導入スケジュール 光反射式維持	黒煙測定 認証車	黒煙 25、40、50[%]				黒煙 25、40、50[%]※3
		オパシ スクリーニング※2 (0.80、1.62、2.76[m ⁻¹])				
指定整備工場のオパシメータ導入スケジュール 光反射式維持	黒煙 測定器	黒煙測定認証車に対応する場合、保有する必要あり。 (オパシメータさえ備えていれば、全てではありませんが多くの車両に対応可能な検査の方法を検討しております)				黒煙測定認証車に対応 する場合、保有する必要 あり。※3
	オパシ メータ	猶予期間として平成22年9月までの間、オパシ測定認証車の 黒煙測定器による判定を認める。			オパシ測定認証車に対応する場合、保有する必要あり。	

備考 「黒煙25[%]」、「オパシ0.80[m⁻¹]」とは、基準値がそれぞれ、黒煙測定器で測定する黒煙濃度が25%、オパシメータで測定する光吸収係数が0.80[m⁻¹]であることを示します。

※1 輸入車については、平成20年8月1日以降の型式認証審査(型式認証を受けない自動車にあっては、新規検査)から適用する予定です。

※2 「オパシスクリーニング(0.80、1.62、2.76[m⁻¹])」とは、黒煙濃度規制25、40、50[%]の自動車について、それぞれオパシメータで測定した光吸収係数が(0.80、1.62、2.76[m⁻¹])以下の場合、合格判定(スクリーニング)できることを示します。

※3 残存する黒煙測定認証車の台数や今後収集するデータの状況等を勘案しながら、運用方法を検討します。